



おおさき町

農業委員会だより

豊かな自然が宝物 みんなで紡ぐ結いのまち
—みんなが主役 新たな時代を開くゆめづくり—

No. 44

令和7年1月15日

●発行 大崎町農業委員会

●編集 広報編集委員会

〒899-7305

鹿児島県曾於郡大崎町

假宿 1029 番地

電話 099(476)1111

内線 531



新年あけましておめでとうございます

目次

農業委員会会長 あいさつ.....	P 2
農業委員会の活動.....	P 3
農業委員・農地利用最適化推進委員 担当地区割表 ...	P 4
令和7年度農作業標準賃金並びに田畑賃借料情報 ...	P 5
新規就農者・スマート農業と農業 DX の取り組みの紹介 ...	P 6
農業委員会からのお知らせ.....	P 7～P 8

農業委員会
HP案内





会長
二見 さち子

会長あつらい

新年あけましておめでとうございませう。輝かしい新年をお健やかに迎えの事とお慶び申し上げます。

また、日頃より大崎町農業委員会の活動に対しまして、格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、農業・農村を取り巻く環境は、農業就業者の高齢化、後継者や担い手不足、鳥獣被害等による荒廃農地の増加など、大変懸念される現状であります。また、近年にない大幅な円安に伴い、エネルギー価格・肥料・飼料等の高騰等、農家の皆様にとっては非常に厳しい状況が続いております。

本町農業委員会は、農業就業者の高齢化、耕作放棄地の増加など、地域農業が抱える課題を背景に、「担い手への農地の集積・集約」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」を重要課題として「農地利用の最適化」を目指し、日々活動に取り組んでいるところでございます。

令和4年5月に農業経営基盤強化促進法が一部改正となり、地域の農業の在り方、将来を見据えた農地の効率的且つ総合的な利用に関する目標を定めた「地域計画」を策定する事となりました。これを踏まえ、貸したい借りたいアンケート調査による農地の意向調査を実施し、農地所有者・耕作者の10年後を見据え、守るべき農地・農地の総量確保など次世代に引き継ぐため「地域計画」をしっかりと根付かせ実行あるものとして、活動してまいります。

昨年の6月に日本の農業の根幹を成す、食料・農業・農村基本法

が改正され、これからの日本の農業の方向性が示されました。

本年4月から、現在の農業経営基盤強化促進法による農地貸借制度が廃止となり、原則、「農地中間管理事業」(農地バンク)を利用した農地貸借制度に統合され、農地を維持していく仕組みも大きく変わってまいります。

こうした中、農業委員会は農地を守るだけではなく、地域の良き相談役として、農業者の皆様とともに農業農村の振興・発展に向け、農業委員11名 農地利用最適化推進委員11名と事務局が丸となつて努めてまいりますので、今後とも引き続き、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます、新年のごあいさつとさせていただきます。



農業者年金で安心・豊かな老後を ~農業者の老後は国民年金だけでは不安です~

◎こんな方が加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満の方

※一定の要件を満たす方は、加入可能年齢が65歳未満まで加入可能

- ◎積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。(80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)
- ◎保険料はいつでも変更できます。
- ◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

◎政策支援(保険料の国庫補助)が受けられます。



貸したい借りたいアンケートのご協力について

農業委員会の主たる業務として「農地利用の最適化の推進」(①担い手への農地利用の集積・集約化, ②遊休農地の発生防止・解消, ③新規参入の促進)が位置づけられております。

本町においては「①担い手への農地集積・集約化」は地域農業の喫緊の課題ととらえ、農地の「貸したい」「借りたい」総点検活動として、農業委員と農地利用最適化推進委員の皆さんが戸別訪問し農地利用の意向調査を実施しております。

調査結果をもとに農地集積・集約化や地域の話し合い活動に活用し、今後の農地利用について、役立てていくものです。

農業委員・農地利用最適化推進委員が訪問の際は、活動の趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださるようお願いいたします。



令和6年度調査件数
(11月末現在)

384件

農地パトロール(農地の状況調査)を行っています。

令和6年度調査件数(11月末現在)
461件



農地に回復可能か詳しく調査

農業委員会では遊休農地の発生防止・解消等を目的に、毎年1回、農業委員、農地利用最適化推進委員が農地を見回り、農地の状況を確認する「農地パトロール」を管内の全ての農地を対象に実施しています。令和6年度は6月から7月にかけて調査いたしました。

特に、遊休化した農地は、害虫の発生や野生鳥獣のすみかとなったり、不法投棄されたりと、周辺農地や地域にも悪影響を及ぼします。また、農地の荒廃に応じた対策を検討するためにも必要な調査です。

調査の際には、農地に立ち入ることもありますのでご理解とご協力をお願いします。

農地の取得・貸借や転用をする場合は農地法の許可が必要です

- ・農地法第3条…農地を農地として売買, または貸し借りをを行う場合, 農地法第3条に基づく許可が必要となります。農地を取得する方は, 農業をされる方が, 前提となります。
- ・農地法第4条…自分の農地を自分で宅地, 駐車場等の農地以外のものにする場合は, 農地法第4条に基づく転用許可が必要となります。
- ・農地法第5条…農地を農地以外のものに転用するために売買など, 所有権移転・地上権や賃借権等を設定するときは, 農地法第5条に基づく転用許可が必要となります。

※農業振興地域や農地の区分(第1種農地等)によっては, 転用が難しい農地がありますので, ご注意ください。

※相続の義務化により, 住宅等の地目が農地のままであることが発覚する事案が増えていきます。法務局で名義変更の際は農業委員会の許可等が必要になる場合がありますので, ご注意ください。

◎農地法に基づく申請をされる際は, お気軽に農業委員会事務局までご相談ください。

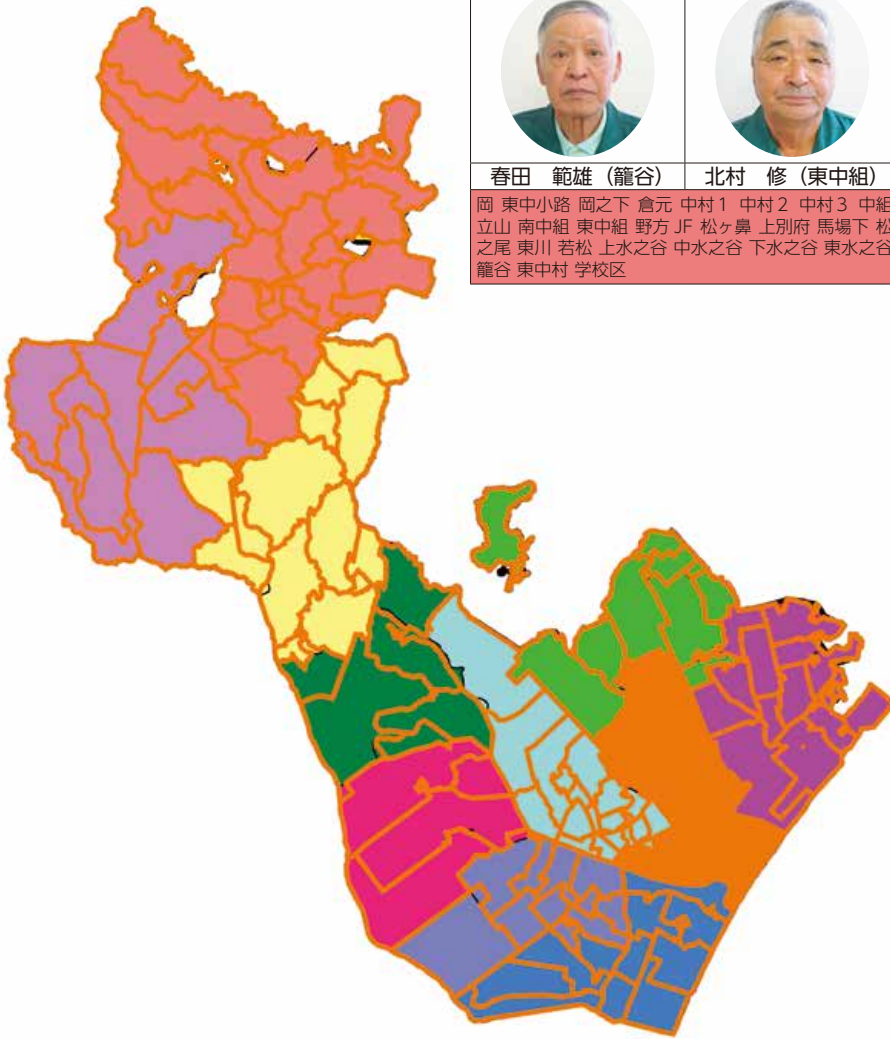


農地法第3条の現地調査



農地法第5条の現地調査

農業委員・農地利用最適化推進委員 担当地区割表



野方・立小野・持留地区	
担当農業委員	担当推進委員
春田 範雄 (籠谷)	北村 修 (東中組)
岡 東中小路 岡之下 倉元 中村1 中村2 中村3 中組 立山 南中組 東中組 野方 JF 松ヶ鼻 上別府 馬場下 松 之尾 東川 若松 上水之谷 中水之谷 下水之谷 東水之谷 籠谷 東中村 学校区	

野方・立小野・持留地区	
担当農業委員	担当推進委員
肥後 修 (加治木堀)	田中 健一 (中村一)
曲 上立小野 下立小野 西谷 中小路 福岡 中谷 加治木 堀 宮下 塗木	

野方・立小野・持留地区	
担当農業委員	担当推進委員
富吉 秀成 (角堂)	折下 幸一 (岡之下)
上持留 中持留 大佐土原 黒石 横内 釜ヶ宇都 桜野 池 段 篠段 佐土原 角堂	

大崎・持留・大丸地区	
担当農業委員	担当推進委員
宮迫 智子 (宮園)	宮原 法子 (宮園)
上谷迫 档ヶ山下原 永吉 西持留 下持留	

大崎・持留・大丸地区	
担当農業委員	担当推進委員
高橋 みよ子 (中段)	古屋敷 奈月 (中段)
牧 崎園 中谷迫 下谷迫	

大崎・持留・大丸地区	
担当農業委員	担当推進委員
藤井 亨 (飯隈)	田畑 道雄 (田中)
西平良 平良 平良上 田中 堂地 飯隈上 飯隈上郷 中郷 迫郷 下益丸 後迫 穂園 弁付 天子ヶ丘	

大崎・持留・大丸地区	
担当農業委員	担当推進委員
東 幸二 (東千草)	新宮 誠 (牧ノ内)
東千草 西千草 榎岡 榎谷1 榎谷2 木入道 牧之内 新 調堀 船迫 宮園 中段	

大崎・持留・大丸地区	
担当農業委員	担当推進委員
二見 さち子 (城内)	東 義治 (岡別府)
岡別府 仮宿上 上仮宿 丸尾 馬場上 馬場 城内 上三 文字 西迫 宮之馬場 下三文字 西三文字 文化通 仮宿下 神領町 西神領 町西 町東 中央通 旭ヶ丘	

菱田・中沖地区	
担当農業委員	担当推進委員
大野 純一 (西井俣)	徳重 幸一 (東新町)
小能 西井俣 高井田 中沖東上 中沖東 赤松 正和 中沖 中 中沖南 中沖西	

菱田・中沖地区	
担当農業委員	担当推進委員
平野 美智子 (天園)	平田 みつる (在郷)
在郷 天園 地応寺 上住 横町 上町 押切 東新町 西新町 宇都口 岡下 四塚 西四塚 正坂 高尾 仲町 早月 浜ヶ原 ひばりヶ丘 諏訪下	

大崎・持留・大丸地区	
担当農業委員	担当推進委員
下橋 清美 (中尾)	中尾 浩二 (中尾)
栗之峰 浜田 山村 新地 大丸 中尾 柳別府 下村 鷺塚 上 鷺塚	

令和7年度農作業標準賃金 並びに田畑賃借料情報

農作業標準賃金

大崎町農業委員会

自：令和7年4月 1日

至：令和8年3月31日

作業名	種別	標準額 (円) (消費税込み)	労働条件等
一般農作業	男女共	7,624	実働8時間
耕うん作業	田	4,000～	10アール当り耕起のみ
代掻き	//	6,000～	10アール当り耕起から代掻まで
耕うん作業	畑	4,000～	10アール当り耕起のみ
プラウ耕起	//	4,000	10アール当り
プラソイラ	//	3,000	//
機械田植作業	田	6,000～7,000	//
稲刈作業 (バインダー)	田・畑	6,000～6,500	10アール当り結束ヒモ含む
脱穀作業	稲	6,000～6,500	10アール当り
稲収穫作業 (コンバイン)	//	15,000～17,000	// 圃場の状態によって異なる
もみ乾燥作業		1,000～	1俵当り (もみ 35kg 当り, コンバイン刈)
ロールラッピング	1ロール	3,000～4,000	標準 (直径 1 m×高さ 1 m)
甘藷畝立て, マルチ張一貫作業	田・畑	7,000～8,000	10アール当り (マルチ資材・農薬は別)
甘藷つる切作業		4,000～5,000	10アール当り
甘藷掘取作業		4,000～5,000	//
線虫防除作業	テロン	3,000	1缶 (20㍓) 当り

※この標準額は、町内外の各種農作業や昨年度の賃金等を基準に決定されたものであります。よって地域の現在の慣行賃金や作業条件等によっては、異なると思われるので、標準額を参考に、両者で話し合っただけで適正な金額で賃借が行われますようお願いいたします。

田畑賃借料

10アール当り

農地の区分	一般的な額	最高	最低
田の部	10,000	15,000	5,000
畑の部	10,000	15,000	5,000

※この情報は、お茶やハウス等の特別な条件での賃借料は除いて算出してあります。

新規就農者の紹介

持続可能な土づくりで お茶栽培

株式会社 中原製茶の中原千璃さん(24歳)は親子でお茶づくりに取り組んでいます。

高校生の時から家を継ごうと考えており、東京の大学で農業を学び、卒業後は、父の後を継ぐため就農しました。今は、父の栽培技術を習得することに専念しています。



中原 千璃 さん

まず、就農して思ったことが、「体力不足」を痛烈に感じました。茶は、毎日の管理が重要で管理作業は体力を使います。「きつい仕事をどうにか楽にしたい」「どうしたら省力化できるか」と、頭を悩ましています。

今後は、大学で学んだ知識を生かし、持続可能な土づくりによる、お茶の栽培を実践していきたいと考えています。

新しい技術でマンゴーと パッションフルーツを

親子で施設園芸をを行っている中水流圭亮さん(24歳)は、高校卒業後、県外のレストランでシェフとして3年間働いていましたが、このほど、父の後を継ぐため就農しました。



中水流 圭亮 さん

皆さんから、「農業はきついでしょ」と言われますが、農家の家に生まれ育ったので、特に農業はきついか感じていません。子供のころから、家を継がないといけないと思っており、シェフとして働いたのは、消費する側の目線も必要だと感じたからです。

今後は、父の技術を覚えながら、新しい技術を学び消費者が求める品物を作っていきたいと思っています。

スマート農業と農業 DX の取り組みについて

有限会社 大崎農園の取り組み

有限会社大崎農園では、労働不足解消や生産管理・品質向上を目指し AI やロボット技術を活用したスマート農業と様々な情報をデジタル化し活用する農業 DX に取り組んでいます。

労働力の削減や作業の効率化のためドローンの導入やトラクターでも作業ごとに分けるなど、農業機械をより効率的に稼働させています。また、様々な情報をデジタル化し、データの一元化を図っています。

現在、営農支援アプリを導入し、従業員はスマートフォンで各圃場の状況や作業の内容・進捗状況など確認、圃場を地図で即座に確認できるので、総合的に作業効率の向上となっています。また、従業員へ連絡はラインを活用しており、電話のように1人への連絡だけでなく、ライングループをつくり一括して多人数に連絡ができるので従業員への情報共有も可能となっています。

今後、気温・播種日・肥料量・生育状況など様々な情報をデジタル化し、AIによる解析を行うことにより、収穫量や収穫時期などを予測できるようにして、次の作業を予測できるようにしたいと考えています。

また、事務作業のデータは個々のソフトなどで管理している状況です。これを一元化し、さらに、作業状況・圃場の状況など事務以外の情報も組み合わせることにより、従業員も様々な情報を見ることができる「見える化」を目指しています。



ミーティングの様子



スマートフォンで圃場を確認

耕作放棄地とならないために（害獣駆除について）

最近、耕作放棄地が増加傾向となっています。様々な原因がありますが、その一つとして害獣被害があります。害獣被害により、生産性が低下し耕作しなくなり耕作放棄地となる例が増えています。耕作放棄された農地は害獣のすみかとなり、害獣が付近の農地を荒らすこととなります。害獣被害にあわないよう対策を取りましょう。

イノシシ対策として役場農林振興課では電気柵設置の補助金交付を行っております。購入前にご相談ください。

【対策】

- ① 隠れ場所を作らないよう農地の周りも除草しましょう
- ② 収穫しない農作物は農地に残さず、早めに耕うんしましょう
- ③ 餌となるような農作物の残渣は放置せず、適切に処理しましょう

●大崎町有害鳥獣電気柵補助金

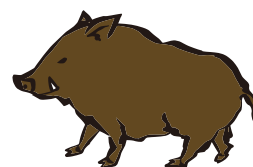
補助対象者 町内に住所を有する農業従事者

補助金 補助対象経費の2分の1以内で5万円まで(年度内)

※必ず大崎町役場農林振興課林務水産係まで、ご相談ください。



イノシシが掘り起こした跡



農用地の適正管理を！

農地を管理しないまま放置しますと、雑草の繁茂・病虫害の発生・不法投棄されるなど周辺の農地に迷惑が掛かります。特にハリビユなどが飼料畑に入り込むと、牛が飼料を食べなくなるなどの被害が発生しています。草刈りや耕うんを行い、適正に管理するようお願いします。また、農業用廃プラスチック類の適正な処理を行いましょう。



耕作放棄地



鋭いトゲのあるハリビユ

ハリビユ

北米原産の外来植物
鋭い刺を持っており、刺さってケガをするおそれがあります。繁殖力も強く駆除も厄介です。主に除草剤で駆除します。

全国農業新聞を購読してみませんか



《がんばる農業者のみなさん》を応援します

これからの農業経営に必要な情報を、いち早くわかりやすく伝えます。

農業に関する様々な情報や農業経営に役立つ知識・技術をわかりやすい紙面でお届けします。

全国農業新聞は、みなさまの立場に立って、中央・地方の情勢、営農や暮らしの情報を提供しています。お申し込みは、お近くの農業委員または農業委員会までご連絡ください。

発行日：月4回 金曜日 / 購読料：1ヶ月 700円

農地バンクを活用しましょう

●現在、使われている「基盤強化法に基づく利用権設定」は令和7年1月末の受付をもって終了します。今後は、**農地バンク（農地中間管理権）**に変わります。

「農地を貸したい」「規模縮小をしたい」「農業をやめたい」といった出し手（農地の所有者）から農地中間管理機構が農地を借り受け、「農地を借りたい」「規模拡大をしたい」「新規就農したい」といった農地の受け手（担い手等）へ農地の貸し付けを行います。

また、農地売買等を行っており、農業委員会からのあっせんに基づき、農地バンクが買い入れ、担い手農家に売買する事業もありますので、農業委員会にご相談ください。

◎借地料は農地バンク（振興公社）から支払われますので安心です。

◎借り手も賃借料は農地バンク（振興公社）に支払うだけなので、複数の地主に支払う手間が省けます。

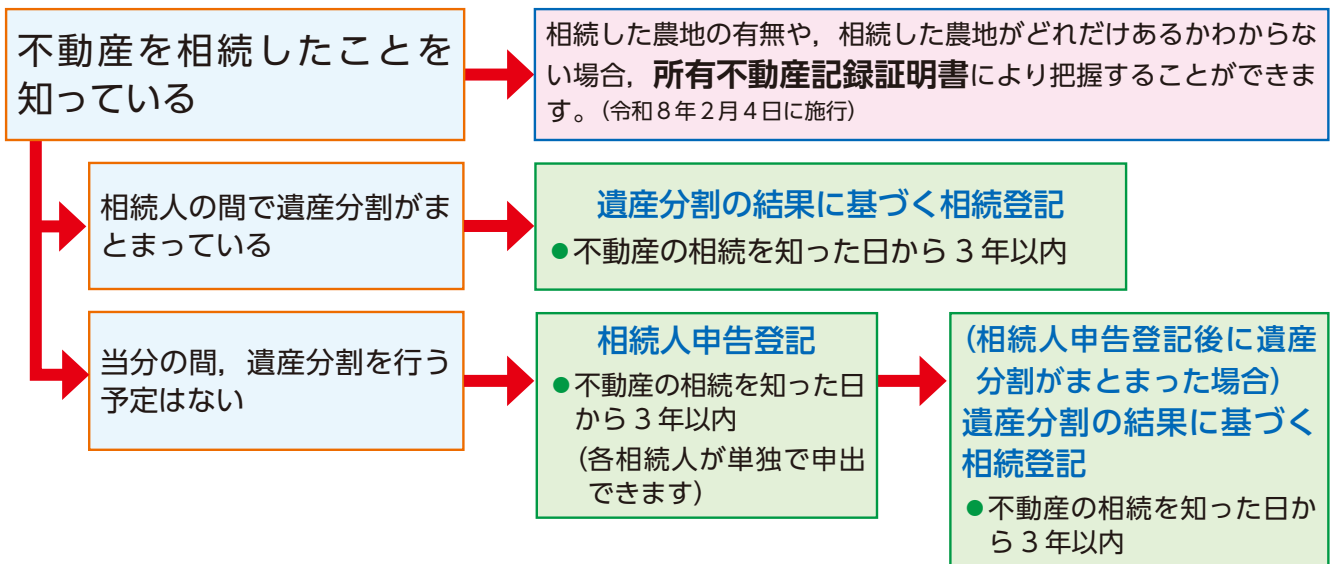


相続登記の申請が義務化されました！

不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

- ◆相続登記の申請は、法改正により義務化されました。義務化の施行日である令和6年4月1日以前に発生しました相続も、施行日から3年以内での相続登記を行うことが義務付けられていますことから、早めに相続登記を行いましょう。
- ◆**相続等により農地を取得した場合**の届け出について相続・遺産分割・包括遺贈・時効取得等により農地を取得する場合は、農地法第3条許可は不要ですが、**農業委員会に届け出る必要があります。**
(相続登記しない場合 10万円の過料が課される場合があります。)

相続登記の申請義務化 フローチャート



編集後記

広報委員会編集のもと、第四十四号の農業委員会だよりをお届けします。発行にあたり取材協力をいただいた皆様には心よりお礼申し上げます。昨年度まで年2回発行していましたが、今年度より年1回の発行とさせていただきます。

広報委員会では、今後も経営に役立つ情報提供をさせていただきますので、ご意見・ご要望をお寄せください。

【広報委員】

- 東 幸二
- 宮迫 智子
- 田畑 道雄
- 折下 幸一
- 中尾 浩二
- 平田 みつる
- 北村 修

